

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園

理事会 御中

令和4年5月21日

学校法人 桐蔭学園

監 事 野 澤 康 隆



監 事 飯 塚 良 成



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和3年度において、公的研究費の適正使用を確保するための体制の整備・運用状況について監査を行いました。令和3年2月1日に文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正が公表されましたので、当該ガイドラインに研究機関として十分な対応をしているかどうかの観点から監査を行いました。その結果、誓約書の提出、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画作成などにおいて、一部ガイドラインに対応できていない部分が見受けられました。

研究者に公的研究費の適正使用の説明責任があるのと同時に、研究機関についても適切な内部統制を構築し、公的研究費の適正使用を確保する管理責任(説明責任)があります。公的研究費の適正使用を確保するための研究機関の責任はますます重くなっており、できる限りガイドラインを順守し、公的研究費の管理・監査の説明責任を果たすことが機関に求められていますので、本学校法人としても実態に即した効率的な公的研究費の管理・監査の運営体制を早急に整備するよう留意する必要があります。

以上